(設置)

第1条 西脇市立小学校及び西脇市立中学校(以下「小中学校」という。)の学習環境規模の適正化について検討するため、西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審 議する。
 - (1) 小中学校の学校規模の適正化に関すること。
 - (2) 小中学校の適正配置に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 検討会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 検討会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専 門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 学校関係者
 - (4) 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第6条第1項に 規定する小学校就学前子どもの保護者
 - (5) 公募による市民
 - (6) その他市長が特に必要と認める者
- 2 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者の うちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条検討会議に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がと もに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務 を代理する。

(会議)

- 第7条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のと きは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 検討会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を 代理する。
- 7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の 者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提 出を求めることができる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。 (系に)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。